

2 交通事故死ゼロの日

趣 旨

「交通事故死ゼロの日」は、交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として設けられたもので、この日は、交通死亡事故の防止を図るため、県民総ぐるみで県民運動を展開するものです。

実施日

毎月10日、20日、30日

交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)
9月30日(土)

実施の内容

(1) 重点的な取組の推進

10日 子供を交通事故から守る日
横断歩道の日

20日 自転車・二輪車安全利用の日

30日 高齢者を交通事故から守る日

(2) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- 通学(園)路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動等を行う。
- 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を、呼び掛ける。
- 踏切道の点検活動を行う。
- 違法駐車、道路不法占有物件等の排除活動を行う。

(3) 交通安全教育の推進

- 子供や高齢者のほか、自転車利用者に対する交通安全教室を開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(4) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- サイン板、横断幕、懸垂幕、ポスター、チラシ等による広報を行う。

3 高齢者を交通事故から守る日・週間

趣 旨

「高齢者を交通事故から守る日・週間」は、交通事故死者数の半数近くを占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図ります。また、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の利用や運転免許証の自主返納を促進するための啓発活動を集中的に実施するものです。

実施日

高齢者を交通事故から守る日 毎月30日(2月は末日)
高齢者交通安全週間 (9月14日(木)~9月20日(水))

実施の内容

<P.14 世代別等交通安全行動指針【高齢者】参照>

(1) 街頭活動の強化

- 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、生活道路対策「ゾーン30プラス」（最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする地域）の周知や、高齢歩行者や自転車利用者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
- 各種イベントにおいて、安全運転サポート車についての周知や試乗会等を行い、その普及啓発に努める。
- 運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度について、広報啓発に努める。

(2) 交通安全教育の推進

- 高齢者に対する交通安全教室や家庭訪問による個別指導を通じて、明るい服装の着用と反射材用品の活用及び普及等を図る。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。
- 歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法や自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法、運転シミュレータを活用した安全な運転方法についての体験学習を行う。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。

4 自転車・二輪車の安全利用

趣 旨

「自転車・二輪車安全利用の日・月間及びバイクの日」は、自転車・二輪車の交通事故の特徴や事故防止の方策を県民に訴えるものです。

実施日

自転車・二輪車安全利用の日	毎月20日
自転車・二輪車安全利用月間	5月
バイクの日	8月19日（土）

実施の内容

<P.15-16 世代別等交通安全行動指針【自転車利用者】【二輪車・原付利用者】参照>

(1) 街頭活動の強化

- 自転車・二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
- 事故多発場所の安全点検活動等を行う。

(2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- P.25：自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年3月26日公布）の更なる周知と遵守を図る。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法についての体験学習を行う。
- 「自転車安全利用五則」を基本として、安全運転意識の向上を図る。
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用

- 左右の見通しがきかない交差点では、車両には徐行義務があることや、一時停止標識が設置された交差点では、自転車にも一時停止義務があることを周知する。
 - 万が一の事故に備えて、自転車乗用時にヘルメットを着用するように呼び掛ける。(努力義務)
 - 自転車利用者も加害者になり得ることを認識させ、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。(義務)
 - 点検整備の促進を図る。
 - 二輪車事故被害の軽減のために、乗車用ヘルメットのごひもをしっかり締めるとともに、二輪車用プロテクター・エアバッグジャケット等を着用するように呼び掛ける。
- (3) **広報活動の強化**
- 新聞、広報紙、機関紙、ラジオ、テレビ、ポスター、チラシ、ウェブサイト等による広報を行う。
 - 街頭キャンペーン、巡回広報を行い、自転車、二輪車安全利用の促進を図る。

5 交通安全スリーS運動

趣 旨

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内又は交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ(Stop)」「スロー(Slow)」「スマート(Smart)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

(1) Stop (ストップ)

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

(2) Slow (スロー)

- 子供や高齢者を見かけたらスローな運転
- 見通しが悪い交差点では徐行

(3) Smart (スマート)

- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動

交通安全スリーS運動
のシンボルマーク

実施の内容

(1) 街頭活動の強化

- 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- 地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。

(2) 交通安全教育の推進

- 交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

(3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等による広報を行う。
- サイン板、懸垂幕、ポスター、チラシ等による広報と、広報車による巡回広報を行う。